

令和元年10月吉日

各 位

天皇陛下御即位奉祝愛媛県委員会

会長 竹 田 祥 一

天皇陛下御即位奉祝愛媛県民大会 奉祝県民まつり ブース出展のご案内

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年5月1日、天皇陛下は、宮中で「剣璽等承継の儀」を行われ、第126代天皇の御位にお即きになりました。新たな「令和」の御代が幕を開けました。御即位に関連する重要儀式として、10月22日に「即位礼正殿の儀」が、11月14～15日に「大嘗祭」が行われます。

本委員会では、この度の天皇陛下の御即位をまごころをこめてお祝い申し上げるべく「天皇陛下御即位奉祝愛媛県民大会 奉祝まつり」を、本年12月8日(日)に開催させていただき運びとなりました。

つきましては、12月8日の、イベント会場となります大街道商店街にブースを設けることとしています。別添のブース出展要領をご確認いただき、ぜひ、下記のとおり申込みをお願いいたします。

記

- 提出書類：ブース出展申込用紙
- 提出期日：令和元年10月31日(木) 必着
- 提出先・お問い合わせ先

天皇陛下御即位奉祝愛媛県民大会

運営管理 セーラー広告株式会社愛媛本社

791-8031 愛媛県松山市北斎院町637-6

TEL 089-946-8611 FAX 089-946-8666 (担当：山口)

E-mail t-yamaguchi@saylor.co.jp

- 主 催：天皇陛下御即位奉祝愛媛県委員会

〒790-0934 愛媛県松山市居相2丁目2-1

☎089-909-7185

天皇陛下御即位奉祝愛媛県民大会 ブース出展 ブース 出展要領

1. 主催

主催：天皇陛下御即位奉祝愛媛県委員会
〒790-0934 愛媛県松山市居相2丁目2-1

2. イベント概要

会場 大街道商店街
令和元年12月8日(日) 10:00～16:00
○市町出展ブース
○郷土芸能等によるステージイベント
○その他
○ご即位パネル展
○プロスポーツチームPRコーナー

※開催日時前後に準備・搬入、後片付けがあります。

3. 出展内容

原則、皇室にゆかりのあるご出展またはそのPRにてご検討ください。

飲食(酒類不可)、自社製品、自社取扱商品、技術、サービスのPR・展示・販売・商談等、各ブースで1種類以上をご準備いただき、出展していただきます。 ※下記に該当するものは出展できません。

- ① 法律に違反するもの。
- ② 公序良俗に反する業務内容、PR活動、商品などの販売。
- ③ 商標・著作権など許可なく無断で使用するもの。
- ④ 国内外の国家、民族など尊厳を傷つける恐れのあるもの。
- ⑤ 政治的または宗教的勧誘のもの。
- ⑥ 著しい臭気・振動・騒音などを発するもの、また薬物・火薬・発火物・爆発物・火器類など危険なもの。
- ⑦ 来場者の個人情報の収集を目的とするもの。
- ⑧ キャッチセールス、押し売りなど来場者を不快にさせるもの。
- ⑨ 指定暴力団の構成員及び準構成員それらに準ずるものによる出展。
- ⑩ その他、主催者側が不適切と判断するもの。

4. 募集小間数(予定)

20小間(愛媛県下20市町)

5. 出展料金・小間仕様

- ① 料金：1小間 無料
- ② 仕様：正面2,700mm×奥行2,000mm
- ③ 備品(1小間につき)：**テーブル(1台)(W1,800mm×D450mm×H700mm程度)**
- ④ **別料金でのオプション発注につきましては、要相談。**
給排水設備は、ございません。
- ⑤ 主催者において共有の食事・休憩スペースを別途設けるため、出展者において専用食事スペースは設けることはできません。また、主催者側が指定した出展スペース以外での出展及び物販はできません。
- ⑥ 出展者様が販売して発生したゴミ類につきましては、販売元となる出展者様にて、お引き取りいただき、お持ち帰りください。

出展決定後の小間配置については、
業種のバランス等を考慮して決定します。
なお、出展における営業補償は一切致しません。

基本仕様 1小間 正面2,700×奥行2,000
備 品 テーブル W1,800×D450×H700 1台

6. 出展申込

① 申込方法

所定のブース出展申込用紙に必要事項を記入し、E-mail、郵送、FAX または直接下記②へお申し込みください。

② 申込先

天皇陛下御即位奉祝愛媛県委員会

運営管理 セーラー広告株式会社愛媛本社

791-8031 愛媛県松山市北斎院町637-6

TEL 089-946-8611 FAX 089-946-8666 (担当：山口)

E-mail t-yamaguchi@saylor.co.jp

③ 申込期限

令和元年10月31日(木) 必着

④ オプション備品の手配・相談に関して

出展者決定後、③の申込期限以降に、運営管理業者（セーラー広告（株））から、設営・撤去日時などの詳細をご連絡させていただきます。

7. その他（注意事項等）

- ① 荒天、天災、地変、その他の不可抗力による事業中止（不測の事故や災害等で出展不可能になった場合）の場合や、出展者の損害につきましては一切責任を負いません。
- ② 出展申込者は自団体のスペースの一部または全部を有償無償に関わらず第三者または他の出展者に転貸、譲渡、交換、業務委託など「いわゆる名義貸し」はできません。
- ③ 出展者は店舗の撤去に際しては出展前の現状に回復する義務があります。地面を焦がす等の事態があった場合には、出展者がその損害を填補する義務を負います。
- ④ 主催者は管理者としての注意を持って会場全般の管理に努めますが、出展物等の管理は出展者が責任を負う事とし、主催者は出展物の盗難・紛失・火災・損傷などの損害に対して保証の責任を負いません。
- ⑤ 主催者が指定する搬入搬出時間以外の車輛進入は一切できません。搬入・搬出を含め、駐車場はございません。近隣の有料パーキング等をご利用ください。
荷物の積み下ろしが終われば速やかに、お車をご移動ください。
- ⑥ 主催者が不適切と判断した出展者については、その時期にかかわらず改善を求め、場合によっては出展を中止する場合があります。出展を中止された場合には、主催者は、出展者の損害につきまして一切責任を負いません。
- ⑦ 出展者は故意過失にかかわらず、貸出を受けたものに対し、故障などの損害を与えた場合には、その損害を保証する義務を負います。
- ⑧ 出展者は出展周辺を常に清潔に保ち、出展に関連するゴミは自らが処理し、放置してはいけません。
- ⑨ 出展者は必ず価格を表示しなければいけません。
- ⑩ 主催者は本イベントから暴力団を排除するため、警察に出展者の情報を提供する場合があります。
- ⑪ 出展者は本イベントの成功のため、イベントの運営に全面的に協力しなければいけません。また、主催者は大会運営のため、いただいた個人情報を使用する場合があります。

※また、次の場合は出展許可を取り消す場合があります。

- ア 出展目的・内容等の変更に関して事前にお申し出のない場合
- イ 出展要領に違反している場合、また主催者が使用上諸般の危険が予想されるとみなした場合
- ウ 偽りの申請、その他不正手段により出展許可を受けた事実が明らかとなった場合
- エ 使用の権利を譲渡・転貸した場合
- オ その他、管理設営上支障をきたす、または不適當、不適切と認められた場合
- カ 用途目的に反した場合